

令和6年度 第12回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

1 日 時 令和7年3月17日(月)午後2時00分～3時28分

2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

3 出席者

農業委員 出席委員(13名)、欠席委員(2名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三 宮 憲 治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安 藤 大 作	×	11	衛 藤 英 教	○
	2	後 藤 綾 子	○	7	山 崎 淳 三	○	12	小 野 末 芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣 瀬 正 雄	○	13	志 賀 義 和	○
	4	後 藤 栄 治	×	9	渡 邊 丸 美	○	14	三 代 忠 佑	○
	5	小 野 不二夫	○	10	衛 藤 講 治	○			

農業委員会事務局職員等(5名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(4名)、農業振興課(1名)

4 議事録署名委員の指名 1番 麻生 祐三子 2番 後藤 綾子

5 報告事項

(1) 会長報告及び各種報告

(2) 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

(3) 報告第22号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

(1) 議案第72号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について

(2) 議案第73号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について

(3) 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

(4) 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 議案第76号 現況証明(非農地証明)について

(6) 議案第77号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

(7) 議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 13 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。
1 番委員、2 番委員

日程 3

報告事項

◆会長報告及び各種報告

議 長 前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)
この件に関し、質問があれば受けます。

2 番委員 農業会長会の研修で 3 番目の海藻加工の研修内容を教えてください。

議 長 海藻（ヒジキ等）も販売をされていますが、加工の際に出た商品にならないもの等を、肥料等に混ぜて使用しているとの説明を受けました。

5 番委員 犬飼にも工場がある。興味があれば、連絡してみてください。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

12 番委員 なぜこのタイミングで総会で報告するのですか。

議 長 担当課からの説明を求めます。

(農業振興課) 当該農地は、耕作者の死亡・会社が解散等、急に耕作ができなくなったことにより、耕作者との契約がなくなり、土地所有者と農地中間管理機構（以下「中間管理機構」）の契約が残っている中間保有の状態になっていました。中間管理機構との契約において、中間保有になった場合は 2 年間経過後に自動的に契約が終了すると定められています。
今回の報告は、中間保有期間終了に伴う契約解除となっています。

2 番委員 2 年間借り手がなかったということですね。その間、中間管理機構はどのような方法で借り手を探しているのですか。

議 長 担当課からの説明を求めます。

(農業振興課) 現在、中間管理機構では、公開して募集する等の方法は行っていません。就農等の相談があった場合、担当者間の連絡により適切な農地の一つとして紹介しています。

11 番委員 中間管理機構が中間保有し、耕作者が決まらない場合、その間の管理はどうなっていますか。

議 長 担当課からの説明を求めます。

(農業振興課) 以前は中間保有している農地に対し中間管理機構は管理を委託し、保有期間は年 3 回の耕起・草刈り等を行っていました。ただ今回の案件については急な耕作中止だったので、遊休農地になっていると思われます。

11 番委員 新規就農者者に農地の相談を受けても、荒れていると紹介することができない。中間管理機構は中間保有となった 2 年間は自ら管理するとか、本市の農業公社に管理費を支払う等の施策が必要です。中間管理機構と連携し、今後改善できないか模索して欲しい。

議 長 以前は、適正に管理をしていたようなので、今回の案件も同様に管理しているものと理解していたのですが、今回は何もしていないのですね。

3 番委員 中間保有している 2 年間に何があったか詳しく教えていただきたい。

議 長 担当課からの説明を求めます。

(農業振興課) 通常、中間管理機構との契約は、土地所有者と中間管理機構、そして中間管理機構と耕作者の 2 本の契約で成り立っています。耕作者が死亡した場合等、急に耕作者と中間管理機構の契約が維持できなくなることがありますが、土地所有者への賃料の支払契約は残ります。そのため、即、契約を解除するという事にはならず、一定期間は中間保有で契約を継続し、次の耕作者が見つかった場合は契約を継続します。ただし現制度では当初契約した全期間の賃借料を保証することはできません。2 年間は保証することとなっております。

3 番委員 今回の案件は事情があって耕作放棄となり、2 年間経過したので解除することですか。

議 長 担当課からの説明を求めます。

(農業振興課) はい、そのとおりです。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆22 号 農地所有適格法人の要件審査について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)		(資料に基づき説明)
議	長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 《意見・質疑なし》 質問が無いようですので、次に進みます。
日程 4 議事		◆議案第 72 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、 農用地利用集積等促進計画(案)について
議	長	本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)		(資料に基づき説明)
議	長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。 《意見・質疑なし》 無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 72 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
		◆議案第 73 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、 農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について
		本件について、提出者の説明を求めます。
(農業振興課)		(資料に基づき説明)
議	長	提出者の説明が終わりました。 本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。 《意見・質疑なし》 無いようですので、質疑を打ち切ります。 本件については特に意見がありませんので、「議案第 73 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(配分替)(案)について」は「意見なし」として市に報告します。
		(農業振興課職員 退席)
		◆議案第 74 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
		本件について、事務局の説明を求めます。
(事務局)		(資料に基づき説明)
議	長	事務局の説明が終わりました。 ここで、番号 1 番から 8 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番と 2 番の案件を 2 番委員に、番号 3 番と 4 番の案件を 10 番委員に、番号 5 番から 7 番の案件を 11 番委員に、番号 8 番の案件を 7 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

2 番委員
10 番委員
11 番委員
7 番委員

議 長 地区審査会の報告が終わりました。
議案第 74 号の 8 案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 74 号の 8 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 74 号の 8 件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 74 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、本件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件を 12 番委員にお願いします。

12 番委員 (地区審査結果の報告)
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 75 号についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 75 号については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 75 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 76 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 5 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の案件を 12 番委員に、番号 2 番の案件を 9 番委員に、番号 3 番と 4 番の案件を 13 番委員に、番号 5 番の案件を 11 番委員にお願いします。

12 番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告
9 番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
13 番委員
11 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 76 号の 5 案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 76 号の 5 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第 76 号の 5 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 76 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第 77 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

12 番委員 この写真は何年前の写真ですか。最近の写真であれば、昨年まで耕作されている所もあるように見えるので、耕作出来る所は耕作しているということですか。

議長 申請者の甥が近くに住んでいて、自家消費分の田は耕作しており、他の所もある程度管理をしていました。今回は一括して全部耕作してくれる方を探しています。
申請地は棚田 100 選に選ばれている地域で、写真のとおり 1,000 m²未満の田が大部分で、水張り面積より法面の方が広い所です。次の耕作者が見つかるまでは、今の耕作者に管理をお願いをしようと思っているそうです。

13 番委員 申請地は中山間地域の事業に参加をしている地域ですか。

議長 申請地は所有者が個人で中山間の事業に取り組んでいました。現行、地域と連携した

取組となっていませんが、次の耕作者には、地域への加入を望んでいると聞いています。

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。

地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。

本案件を 9 番委員と 26 番委員にお願いします。

なお、迅速かつ適切に幹旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠であります。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。

◆議案第 78 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、議案第 78 号につきましては、10 番委員が関係している案件があることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。

(10 番委員退席)

これより質疑を許可します。

12 番委員 3 番の譲受人は、申請地の地域で広く営農をされている方のご家族ですか。家族であれば、世帯主ではなく、なぜ、今回の譲受人となるのですか。

議長 事務局からの説明を求めます。

(事務局) 本件は売買等支援事業による所有権移転で、対象者は認定農業者となっています。譲受人は、申請地の地域で広く営農をされている方のご家族ですが、認定農業者に認定されており、要件を満たしています。

議長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

これから採決します。議案第 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 78 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。それでは、10 番委員の入室を認めます。

(10 番委員入室)

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長 本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和6年度第12回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。